

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

R5年度
(R5.4.1～R6.3.31)

			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	ゴム・プラスチック製品製造従事者	通達に定める賃金構造基本統計調査	1,028	1,195	1,291	1,327	1,420	1,554	1,968
2	地域調整	静岡 100.3	1,032	1,199	1,295	1,331	1,425	1,559	1,974

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

等級	職務の内容	基本給額	賞与額 (B評価)	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
					1,559	10年
Aランク	緊急トラブルに自らの判断で適切に対応できる	1471	103	1,574		
Bランク	マニュアルや上司の指示なしで業務が遂行できる新人の教育ができる	1256	88	1,344		
Cランク	マニュアルや上司の指示がないと業務が遂行できない	974	69	1,043		

(備考)

- 1 賞与については、半期ごとの勤務評価の結果により、A評価(標準より優秀)であれば基本給額の8%相当、B評価(標準)であれば基本給額の7%相当、C評価(標準より物足りない)であれば基本給額の6%相当を支給する。
- 2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、C評価(標準より物足りない)とみなして支給する。
- 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価であるB評価の場合の額によることとする。

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(退職手当の関係)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1	12.5
	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3	13.6

(資料出所)「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職金制度があると回答した企業の割合(65.9%)をかけた数値として通達で定めたもの

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 33年未満	33年以上
支給率 (月数)	自己都合退職	1.0	1.5	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3	15.3
	会社都合退職	1.5	2.0	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5	16.6

別表3 (再掲)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1	12.5
	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3	13.6

(備考)

- 1 令和2年4月1日からの勤続年数から算出する(令和2年4月2日以降入社の場合は入社日より起算)
- 2 退職手当については、退職時の基本給額に退職手当の支給月数を乗じて得た額を支給する
- 3 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない
- 4 本人の都合により契約期間中に他の派遣会社に移籍した場合は支給しない
- 5 懲戒解雇の場合は支給しない

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

R5年度
(R5.4.1～R6.3.31)

			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	フォークリフト 運転 作業員	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,135	1,319	1,426	1,465	1,567	1,716	2,172
2	地域 調整	静岡 100.3	1,139	1,323	1,431	1,470	1,572	1,722	2,179

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

等級	職務の内容	基本給額	賞与額 (B評価)	合計額	対応する一 般の労働者 の平均的な 賃金の額	対応する一 般の労働者 の能力・ 経験
					1,722	10年
A ランク	緊急トラブルに自ら の判断で適切に対応 できる	1625	114	1,739		
B ランク	マニュアルや上司の 指示なしで業務が 遂行できる 新人の教育ができる	1387	98	1,485	1,470	3年
C ランク	マニュアルや上司の 指示がないと業務 が遂行できない	1075	76	1,151	1,139	0年

(備考)

- 1 賞与については、半期ごとの勤務評価の結果により、A評価(標準より優秀)であれば
基本給額の8%相当、B評価(標準)であれば基本給額の7%相当、C評価(標準より物足りない)
であれば基本給額の6%相当を支給する。
- 2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、C評価(標準より物足りない)と
みなして支給する。
- 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金と比較するに当たっては、賞与額は
標準的な評価であるB評価の場合の額によることとする。

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(退職手当の関係)

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1
	会社都合 退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3

(資料出所) 令和2年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)における退職金の支給率
(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職金制度があると回答した企業の割合(65.9%)を
かけた数値として通達で定めたもの

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 33年未満	33年以上
支給率 (月数)	自己都合 退職	1.0	1.5	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3
	会社都合 退職	1.5	2.0	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5

別表3 (再掲)

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1
	会社都合 退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3

(備考)

- 1 令和2年4月1日からの勤続年数から算出する(令和2年4月2日以降入社の場合は入社日より起算)
- 2 退職手当については、退職時の基本給額に退職手当の支給月数を乗じて得た額を支給する
- 3 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない
- 4 本人の都合により契約期間中に他の派遣会社に移籍した場合は支給しない
- 5 憲戒解雇の場合は支給しない

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

R5年度
(R5.4.1～R6.3.31)

		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の製品 製造・加工処理從事者(金属製品) 構造基本統計調査	975	1,133	1,225	1,259	1,346	1,474	1,866
2	地域 調整	静岡 100.3	978	1,137	1,229	1,263	1,351	1,479
								1,872

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

等級	職務の内容	基本給額	賞与額 (B評価)	合計額	対応する一 般の労働者 の平均的な 賃金の額	対応する一 般の労働者 の能力・ 経験
A ランク	上級工 緊急トラブルに自ら の判断で適切に対応 できる	1396	98	1,494	1,479	10年
B ランク	中級工 マニュアルや上司の 指示なしで業務が 遂行できる 新人の教育ができる	1192	84	1,276	1,263	3年
C ランク	初級工 マニュアルや上司の 指示がないと業務 が遂行できない	923	65	988	978	0年

(備考)

- 1 賞与については、半期ごとの勤務評価の結果により、A評価(標準より優秀)であれば
基本給額の8%相当、B評価(標準)であれば基本給額の7%相当、C評価(標準より物足りない)
であれば基本給額の6%相当を支給する。
- 2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、C評価(標準より物足りない)と
みなして支給する。
- 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金と比較するに当たっては、賞与額は
標準的な評価であるB評価の場合の額によることとする。

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(退職手当の関係)

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1
	会社都合 退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3

(資料出所)「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率
(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職金制度があると回答した企業の割合(65.9%)を
かけた数値として通達で定めたもの

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 33年未満	33年以上
支給率 (月数)	自己都合 退職	1.0	1.5	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3
	会社都合 退職	1.5	2.0	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5

別表3 (再掲)

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1
	会社都合 退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3

(備考)

- 1 令和2年4月1日からの勤続年数から算出する(令和2年4月2日以降入社の場合は入社日より起算)
- 2 退職手当については、退職時の基本給額に退職手当の支給月数を乗じて得た額を支給する
- 3 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない
- 4 本人の都合により契約期間中に他の派遣会社に移籍した場合は支給しない
- 5 憲戒解雇の場合は支給しない

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

R5年度
(R5.4.1～R6.3.31)

			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	食料品・飲料・たばこ製造従事者	通達に定める職業安定業務統計	1,006	1,169	1,264	1,299	1,389	1,521	1,925
2	地域調整	静岡 100.3	1,010	1,173	1,268	1,303	1,394	1,526	1,931

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

等級	職務の内容	基本給額	賞与額 (B評価)	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級工 緊急トラブルに自らの判断で適切に対応できる	1388	209	1,597	1,526	10年
					1,303	3年
B ランク	中級工 マニュアルや上司の指示なしで業務が遂行できる新人の教育ができる	1185	178	1,363	1,010	0年
C ランク	初級工 マニュアルや上司の指示がないと業務が遂行できない	919	138	1,057		

(備考)

- 1 賞与については、半期ごとの勤務評価の結果により、A評価(標準より優秀)であれば基本給額の20%相当、B評価(標準)であれば基本給額の15%相当、C評価(標準より物足りない)であれば基本給額の10%相当を支給する。
- 2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、C評価(標準より物足りない)とみなして支給する。
- 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価であるB評価の場合の額によることとする。

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(退職手当の関係)

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1
	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3

(資料出所)「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職金制度があると回答した企業の割合(65.9%)をかけた数値として通達で定めたもの

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 33年未満	33年以上
支給率 (月数)	自己都合退職	1.0	1.5	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3
	会社都合退職	1.5	2.0	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5

別表3 (再掲)

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1
	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3

(備考)

- 1 令和2年4月1日からの勤続年数から算出する(令和2年4月2日以降入社の場合は入社日より起算)
- 2 退職手当については、退職時の基本給額に退職手当の支給月数を乗じて得た額を支給する
- 3 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない
- 4 本人の都合により契約期間中に他の派遣会社に移籍した場合は支給しない
- 5 懲戒解雇の場合は支給しない